兵庫県公報

平成28年2月23日 火曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会規則

ページ

1

公布された法令のあらまし

●公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第2号)

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、公立学校教育職員等の給与に関する規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年2月23日

> 兵庫県人事委員会 委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第2号

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正 する。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給6,912円、2号給6,979円、				
	3 号給7,047円、 4 号給7,114円、 5 号給7,191円、				
	6 号給7, 276円、 7 号給7, 357円、 8 号給7, 438円、				
	9 号給7,519円、10号給7,614円、11号給7,704円、				
	12号給7,794円、13号給7,884円、14号給7,983円、				
	15号給8, 082円、16号給8, 181円、17号給8, 284円、				
	18号給8,401円、19号給8,514円、20号給8,626円、				
	21号給8,739円、22号給8,815円、23号給8,892円、				
	24号給8, 968円				
2 級	11,100円。ただし、1号給7,627円、2号給7,722円、				
	3 号給7,816円、 4 号給7,915円、 5 号給8,005円、				
	6 号給8, 104円、 7 号給8, 203円、 8 号給8, 302円、				
	9 号給8, 406円、10号給8, 532円、11号給8, 653円、				
	12号給8,775円、13号給8,905円、14号給8,982円、				
	15号給9,054円、16号給9,130円、17号給9,211円、				
	18号給9, 288円、19号給9, 364円、20号給9, 436円、				
	21号給9,517円、22号給9,603円、23号給9,688円、				
	24号給9,774円、25号給9,850円、26号給9,940円、				
	27号給10,030円、28号給10,120円、29号給10,206円、				
	30号給10,327円、31号給10,449円、32号給10,570円、				

33号給10,687円、34号給10,813円、35号給10,930円、36号給11,052円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1号給6,912円、2号給6,979円、 3号給7,047円、4号給7,114円、5号給7,191円、 6号給7,276円、7号給7,357円、8号給7,438円、 9号給7,519円、10号給7,614円、11号給7,704円、 12号給7,794円、13号給7,884円、14号給7,983円、 15号給8,082円、16号給8,181円、17号給8,284円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,627円、2号給7,722円、3号給7,816円、4号給7,915円、5号給8,005円、6号給8,104円、7号給8,203円、8号給8,302円、9号給8,406円、10号給8,532円、11号給8,653円、12号給8,775円、13号給8,905円、14号給8,982円、15号給9,054円、16号給9,130円、17号給9,211円、18号給9,288円、19号給9,364円、20号給9,436円、21号給9,517円、22号給9,603円、23号給9,688円、24号給9,774円、25号給9,850円、26号給9,940円、27号給10,030円、28号給10,120円、29号給10,206円、30号給10,327円、31号給10,449円、32号給10,570円、33号給10,687円、34号給10,813円、35号給10,930円

別表第15の2昇格後の号給の欄中

	Γ		
50	を	49	
51		50	
52		50	
53		51	
53		51	に改める。
54		52	(CLXX)
54		52	
55		53	
55		54	
56		55	
R/1 F31	J		J

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。